○津山駅北口駐車場条例施行規則

平成２５年１２月２５日

津山市規則第６７号

（目的）

第１条　この規則は，津山駅北口駐車場条例（平成２５年津山市条例第６５号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（駐車券の交付等）

第２条　駐車場の利用者は，入車の際に駐車場駐車券（様式第１号）の交付を受け，出車の際に利用料金を納付し，又は当該利用料金に相当する条例第７条に規定する駐車利用券として市長が発行する共通サービス券（様式第２号）を提出しなければならない。

（利用料金免除対象自動車）

第３条　条例第１０条の規定により利用料金を免除することができる車両は，次の各号に掲げる車両とする。

（１）　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３９条第１項に規定する緊急自動車

（２）　国又は地方公共団体の職員が消火活動その他緊急を要する公務を行うために使用する車両

（３）　前２号のほか市長が特に必要と認める車両

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第４条　条例第１５条の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせる場合における第２条及び第３条の規定の適用については，これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（免責事項）

第５条　駐車場において車両の出入りの際又は駐車中の接触，盗難その他の事故により車両その他の物件に損害が生ずることがあっても，市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

（その他）

第６条　この規則に定めるもののほか，この規則の施行について必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この規則は，平成２６年４月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

駐　車　券
駐　車　場
(PARKING TICKET)
御利用頂きまして
ありがとうございます。

1　駐車券は，折ったり，曲げたり，濡らしたり，磁気のある物に近付けたりしないでください。
2　車の損傷事故，盗難等については，その責任を負いません。
3　車のドア，トランク，窓は必ず閉めてください。

入　月　日　時　分

様式第２号（第２条関係）

円

共通サービス券

１　本券を利用した場合は，上記の金額が無料となります。
２　本券は駐車券の後から１枚ずつ投入してください。
３　本券を折ったり，濡らしたり，磁気のあるものに近づけたりしないでください。

様式第１号（第２条関係）

様式第２号（第２条関係）